

災害復旧工事等の発注に係る契約の特例措置について

東日本大震災における災害復旧事業については、平成23年7月以降の工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、特例措置として指名競争入札又は随意契約としてきたところですが、確実な工事施工を図るため、災害復旧工事においても制限付き一般競争入札の試行を実施いたします。

契約方法に関する特例

災害復旧事業は、原則として**指名競争入札又は随意契約**によることとしますが、制限付き一般競争入札も試行的に実施することができるものとします。

地域制に関する特例

災害復旧工事に限り、旧市町地域を区分しない発注を基本とします。

手持ち工事の制限に関する特例

災害復旧工事に限り、手持ち工事の制限は行わないこととします。

制限付き一般競争入札の参加資格審査書類に関する特例

落札候補者及び第2順位者が開札日当日に提出することとしていた参加資格審査書類について、翌日以降に落札候補者のみが提出することができることとします。また、参加資格審査書類の一部を省略して提出することができることといたします。

実施時期

今回の特例措置は、平成24年4月12日以降の災害復旧に係る工事及び測量・建設コンサルタント等業務の発注分から実施します。

お問い合わせ先

総務部管財課契約グループ

電話0225-95-1111（内4083、4084、4085）